

丸亀市こども未来計画



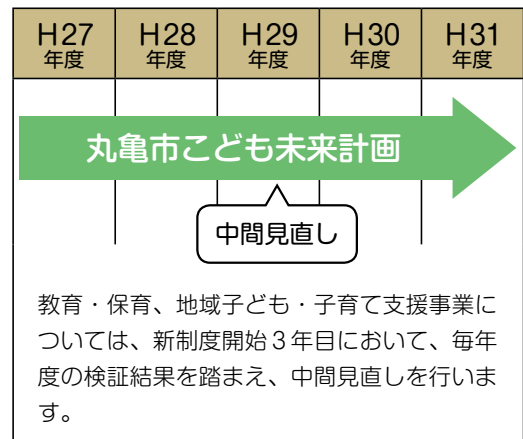
第1章 計画の概要

全国的な少子化の急速な進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受けて、国は平成24年8月に子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることになりました。

本市では、子育ての状況や生活の実態、教育・保育や地域子育て支援事業の量的及び質的なニーズ調査結果等を基に、平成27年度から5年を一期とする子育て支援施策に関する計画『丸亀市こども未来計画』を策定いたしました。

●計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく『市町村子ども・子育て支援事業計画』と平成26年度末で終了する『子育てハッピープランまるがめ(丸亀市次世代育成支援行動計画)』の後継計画を一体的に策定するものです。また、母子保健計画の内容を含んでいます。



●計画の対象

生まれる前(マイナス1歳)から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその保護者や家庭、学校、地域住民、事業者など、すべての個人及び団体等を対象とします。

●基本理念

社会全体の協働により、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが夢をもって健やかに育つまち、安心して子どもを生み、喜びや楽しみをもちながら子育てができるまちの実現を目指します。

地域で支え合い、安全と安心で楽しく子育てができるまち

●基本目標

基本理念の実現のため、3つの基本目標を掲げます。

I 子どもの生きる力を育成します

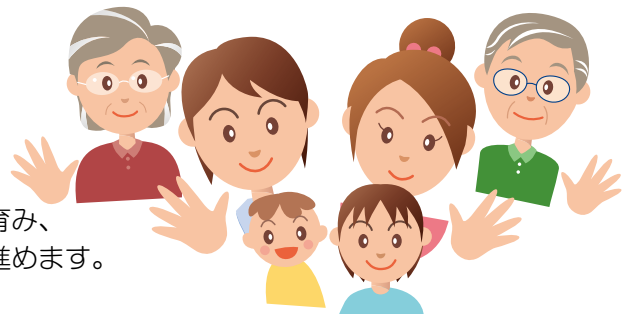
人を思いやる優しい心と主体的に生きるたくましい力を育み、それぞれの夢に向かって子どもが成長できる環境づくりを進めます。

II 子育て家庭を応援します

親の不安を取り除けるようなさまざまな子育てサービスの充実と、男女が互いに尊重し合い、助け合いながら子育てができる環境づくりを進めます。

III 地域の良さを活かした連携を推進します

子どもがいきいきと学び、のびのびと遊べ、子育て中の保護者が安心して働き、暮らせる頼もしい地域社会づくりを進めます。



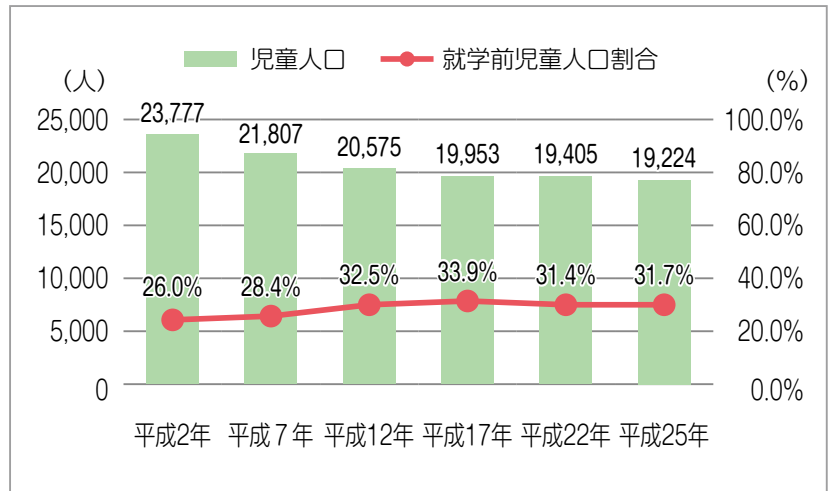
第2章 丸亀市の子どもの状況

●児童人口の推移

本市の児童人口(0～17歳)は平成2年以降、減少傾向が続いています。

一方、就学前児童人口(0～5歳)割合は、近年30%台前半で推移しています。

資料：平成2年～平成22年は国勢調査、平成25年は推計人口(各年10月1日)

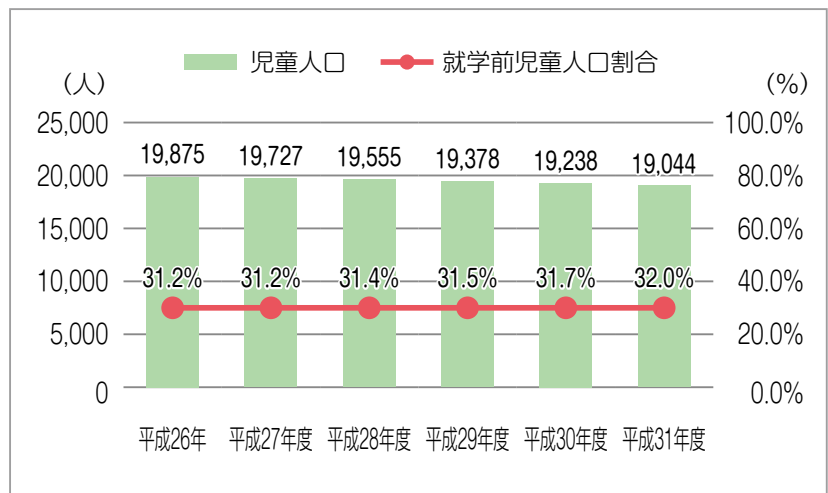


注記：児童人口(0～17歳)、就学前児童人口(0～5歳)

●児童人口の推計

本市の児童人口(0～17歳)は今後減少傾向が続き、また、就学前児童人口(0～5歳)割合は31%台で推移していくことが予測されます。

資料：平成26年度は住民基本台帳人口(平成26年4月1日)に基づく実績、将来推計人口は平成22年～平成26年の男女別各歳別住民基本台帳人口(平成22年～平成24年は外国人を年齢別に按分)を基にコーホート変化率法で算出

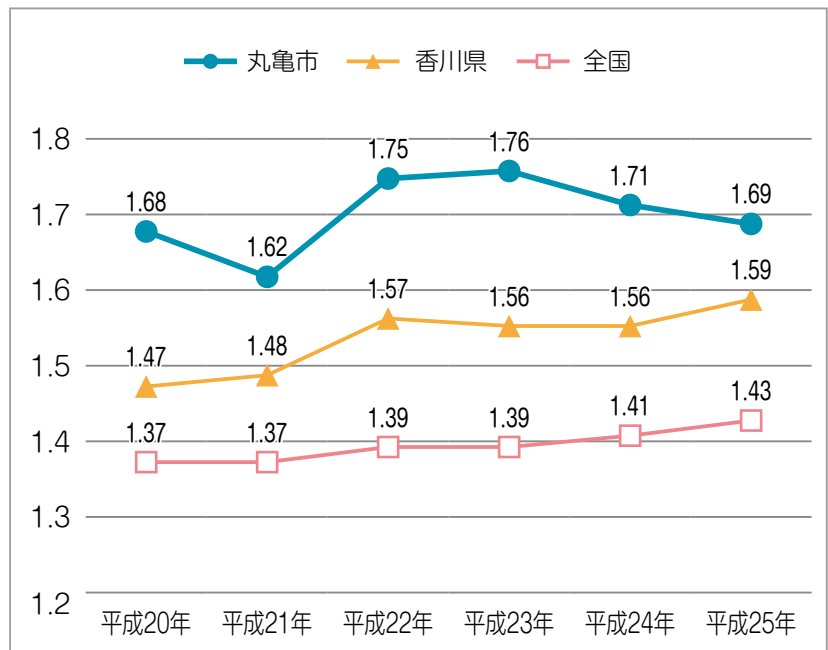


注記：児童人口(0～17歳)、就学前児童人口(0～5歳)

●合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率(一人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均)は、平成23年をピークに減少しており平成25年で1.69と、国や香川県平均を上回っていますが、現在の人口を維持するのに必要な2.08を、大幅に下回っています。

資料：丸亀市は母親の年齢5歳階級別出生数(人口動態調査)と女性の年齢5歳階級別推計人口(香川県人口移動調査)から算出
香川県・全国は人口動態調査



●丸亀市の今後5年間の基本姿勢

待機児童対策

- 0～2歳児においては、現在利用されていない保育室を活用するなど、既存保育所の定員枠拡大に取り組み、市全体で受入体制を整えていきます。
- 待機児童の発生原因の一つが保育士不足という現状を踏まえ、新卒保育士や潜在保育士への働きかけなどにより、保育士確保に努めます。
- 新たに開設を計画する地域型保育事業者などへ積極的に情報提供を行い、新規参入を促します。



認定こども園の普及について

- さまざまなニーズに対応するため、多様な選択肢の一つとして、保護者の就労状況に関わらず入園可能な認定こども園の導入を目指します。(島しょ地域を除く各中学校区に1か所以上)

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
西中学校区 1か所	東中学校区 1か所	南中学校区 1か所		東中学校区 1か所
	綾歌中学校区 1か所	飯山中学校区 1か所		南中学校区 1か所

- 公立幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行する場合、まずは3～5歳児の受入れについて検討します。なお、0～2歳児の受入れが必要な場合は、調理施設の増設が必要であるため、施設の老朽化等を考慮し、検討していきます。

私立幼稚園・保育所(園)との連携について

- 市内の幼稚園・保育所(園)においては、公立のみならず私立の幼稚園・保育所(園)とも連携して、市全体で就学前教育・保育の充実に取り組んでいきます。

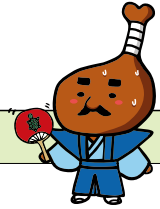
施設整備について

- 本市の長期人口推計によると、今後、人口減少が予測され、教育・保育施設の利用者数も同様に減少していくことが見込まれています。そのため、公立施設においては耐震化等により既に改築などが進められている施設を除き、基本的には、この5年間は新設などの施設整備は行なわず、既存施設をできる限り有効活用していきます。また、老朽化などにより施設の改築が必要な場合は、施設の規模や認定こども園への移行、統廃合などの検討を踏まえ、整備します。



●教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育については、以下の5区分で量を見込みます。



区 分		対 象	
満3歳以上	1号認定	教育を希望している子ども	
	2号認定	2号認定(幼稚園)	2号認定のうち、幼稚園の利用希望が強い子ども
		2号認定(保育所)	2号認定のうち、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども
満3歳未満	3号認定	3号認定(0歳児)	3号認定のうち、保育所・認定こども園・地域型保育での保育を希望している0歳児、1・2歳児
		3号認定(1・2歳児)	

3～5歳児

3歳以上の子どもについては、1号認定・2号認定ともに現状で必要量の確保が可能です。

1号認定 + 2号認定(幼稚園)

(人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量	1号認定	927	924	919	923	928
	2号認定(幼稚園)	414	412	410	412	414
	計	1,341	1,336	1,329	1,335	1,342
②確保の内容		1,734	1,787	1,853	1,853	1,828
② - ①		不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	不足なし

2号認定(保育所)

(人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量	2号認定(保育所)	1,798	1,793	1,783	1,789	1,799
②確保の内容		1,803	1,890	1,937	1,946	2,081
② - ①		不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	不足なし

0～2歳児

3歳未満の子どもについては、既存保育所において定員増を図るとともに、認定こども園への移行を見込んで、0歳児は平成31年度、1歳児・2歳児は平成30年度に必要量を確保できるよう努めます。

3号認定(0歳児)

(人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量	3号認定(0歳児)	449	449	450	447	445
②確保の内容		311	358	420	426	448
② - ①		▲138	▲91	▲30	▲21	不足なし

3号認定(1・2歳児)

(人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量	3号認定(1・2歳児)	1,157	1,167	1,166	1,167	1,166
②確保の内容		1,057	1,088	1,146	1,195	1,207
② - ①		▲100	▲79	▲20	不足なし	不足なし

●地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 利用者支援事業

児童やその保護者が、教育・保育の施設選択や一時預かり事業などの子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報収集と提供を行い、必要に応じて相談や助言、また、関係機関との連絡調整を行う事業です。

必要量1か所→平成27年度から1か所開設し、量を確保します

2 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う事業です。（平成26年度現在12か所で実施）

必要量650人→現状の12か所で量の確保が可能です



3 放課後児童健全育成事業（青い鳥教室）

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室などで、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。（平成26年度現在23か所で実施）

●低学年…**必要量905人→現状で量の確保が可能です**

●高学年…**平成29年度までに8か所開設し、量を確保します**

〈高学年〉

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量	378人	369人	367人	365人	365人
②確保量	164人(23か所)	323人(29か所)	367人(31か所)	365人(31か所)	365人(31か所)
②－①	▲214人	▲46人	不足なし	不足なし	不足なし

4 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などで一定期間、養育・保護を行う事業です。（平成26年度現在1か所で実施）

必要量（ショートステイ100人日・トワイライトステイ35人日）

→平成27年度開所予定の施設と新たに業務委託契約を締結することで量を確保します

5 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

必要量1,010人前後→現状で量の確保が可能です

6 養育支援訪問事業等

養育支援が必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行う事業です。また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組みも支援します。

必要量93人→現状で量の確保が可能です

7 地域子育て支援拠点事業

主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、地域の身近な場所で、子育てに関する相談・指導、情報提供、育児講習などを行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う事業です。

（平成26年度現在10か所で実施）

必要量33,200人回→現状で量の確保が可能です



8 一時預かり事業

● 幼稚園型

幼稚園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業中に教育を行う事業で、幼稚園での預かり保育のことです。（平成26年度現在 市内私立幼稚園2か所+近隣市町の施設で実施）
必要量19,400人日→現状で量の確保が可能です

● 幼稚園型以外

保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを、保育所(園)などで受入れ、保育を行う事業です。（平成26年度現在6か所で実施）
平成31年度までに3か所開設し、量を確保します

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量	7,600人日	7,600人日	7,600人日	7,600人日	7,600人日
②確保量	5,500人日	6,200人日	6,900人日	6,900人日	7,600人日
	6か所	7か所（綾歌）	8か所（東）	8か所	9か所（飯山）
② - ①	▲2,100人日	▲1,400人日	▲700人日	▲700人日	不足なし

9 病児・病後児保育事業

子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。（平成26年度現在1か所で実施）

平成28年度に新たに1か所開設し、量を確保します

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量	1,300人日	1,300人日	1,300人日	1,300人日	1,300人日
②確保量	1,100人日 (1か所)	1,300人日 (2か所)	1,300人日 (2か所)	1,300人日 (2か所)	1,300人日 (2か所)
② - ①	▲200人日	不足なし	不足なし	不足なし	不足なし

10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育て援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、会員相互間で育児の援助を行う事業です。（平成25年度実績1,066人日）

会員数の増加を図りながら量を確保します

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量	1,300人日	1,400人日	1,500人日	1,600人日	1,700人日
②確保量	1,300人日	1,400人日	1,500人日	1,600人日	1,700人日
② - ①	不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	不足なし

11 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

必要量11,700人前後→現状で量の確保が可能です



※上記の11事業のほか、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」がありますが、この2事業については新規事業であり、今後の動向を踏まえ、検討していきます。

第4章 子ども・子育て支援施策の推進



3つの基本目標を掲げて19の基本施策を推進します。（※主な取組みについては再掲を省略）

基本目標	基本施策	主な取組み
I 子どもの生きる力を育成します	1. 遊び場・子どもの居場所づくり	児童館事業/遊び場の整備/地域子育て支援拠点事業/子ども会活動等の団体活動
	2. 総合的な放課後児童対策	放課後子ども総合プランの推進
	3. いじめ・不登校対策	いじめ・不登校等心の相談/教育支援センター/カウンセリング/スクールソーシャルワーカー
	4. 有害環境対策と非行等防止対策	有害環境対策・フィルタリング利用の普及啓発/情報モラル教育/補導活動/少年相談
	5. 成人期に向けての健康づくり・保健対策	小児生活習慣病対策/性教育/思春期メンタルヘルス/思春期保健教育
	6. 子どもの心身の育ちを助ける食育の推進	妊産婦の食育/子どもの食育
	7. 人間性や個性を育む環境整備	図書館事業/文化芸術鑑賞の機会の提供/異年齢交流・異学年交流・世代間交流/人権教育・啓発/子どもの体力づくり
	8. 総合的・継続的な障がい児支援	発達相談/特別支援教育・障がい児保育/発達障がい児支援/障がい福祉サービス
II 子育て家庭を応援します	1. 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	母子健康手帳などの発行/母子保健推進員・愛育班の育成・支援/妊娠期からの飲酒・喫煙対策/妊産婦・乳幼児家庭訪問事業/産後支援事業/妊婦・乳幼児健康診査/乳児家庭全戸訪問事業/養育支援訪問事業/妊産婦・乳幼児相談・健康教育/予防接種/乳幼児の事故防止/小児医療/歯科保健
	2. 相談支援・情報提供	利用者支援事業/家庭児童相談/子育て支援情報ホームページの開設・運営
	3. 地域における多様な保育ニーズ等への対応	待機児童の解消/乳児保育事業/時間外(延長)保育事業/一時預かり事業/子育て短期支援事業/子育て援助活動支援事業/病児・病後児保育事業/子育てホームヘルプサービス
	4. 児童虐待防止対策	人権教育・啓発/心の健康づくりと仲間づくり/要保護児童対策地域協議会
	5. 家庭の教育力の向上	家庭教育講座/子ども講座/PTAとの連携
	6. 経済的支援	こども医療費助成制度/丸亀市ここのとり支援事業/ひとり親家庭等医療費助成制度/保育料の軽減
	7. 配慮が必要な家庭への支援	ひとり親家庭自立支援/多言語による情報提供
III 進化した地域の良さを活かす	1. 安全・安心なまちづくり	交通安全施設の整備/交通安全指導・啓発/通学路のカラー化/不審者情報の提供/防犯パトロール/防犯意識啓発/緊急避難場所「こどもSOS」の設置
	2. 子育てバリアフリーのまちづくり	歩道等のバリアフリー化の推進/公共施設における授乳室等の整備促進/マタニティマークの活用
	3. 仕事と子育てが両立できるまちづくり	男女共同参画の推進/労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励/勤労者の福利厚生と企業への啓発
	4. 人材育成・支援	子育てボランティアの育成・支援/地区組織・人材育成の仕組みづくり/子どもの体験活動等に関わる団体等への支援

〔発行〕平成27年3月 丸亀市 〔編集〕丸亀市こども未来部 子育て支援課

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目3番1号 TEL 0877 (24) 8808 FAX 0877 (35) 8894